

## 委員会議事録

### 1 教育委員会関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第32号 平成27年度光市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会所管分）

説 明：蔵下教育総務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○笹井委員

では、ちょっと2点ほどお尋ねします。

最初に、まず43ページにあります教育総務費のうち一番上、地域間交流事業の防災教育交流事業交付金についてです。今の説明ですと、当初、東松島市との交流を予定していたが、受け入れの関係で中止になったということでございます。この事業、私が記憶しますに、たしか、もう今年度の当初の予算の概要にも載っておった割と大きく打ち出した事業ではないかと思えますし、当然こういうものは予算計上時に相手方との基本的な調整はほとんど済んじょるべきものだと思います。

で、これが今回中止になったと。結果は受け入れますが、やはりこれはなぜ中止になったのかというのをもう少し詳しく言っていたかかないと。それで、どういうところに問題があったのかというところまで含めてちょっと御説明をしていただきたいと思えます。

##### ○弘実学校教育課主幹

本事業につきましては、受け入れ側の中心となっておられました校長先生が退職の年を迎えられるということで、その退職後もこの事業が継続するよとということによって新たな校長先生にもそのことを引き継いで、この事業を実施しようと調整を図られたのですが、最終的に今年度の開催は難しいということが返事として返ってきましたのは、6月、7月前ぐらいになりました。その段階で他の地域でこういう形で受け入れる事業もありませんでしたし、本事業の目的から考えましても、他地域に学習に行くということも適切ではないかという判断をしまして、今年度の実施は難しいという形になりました。

##### ○笹井委員

理由は理解しました。こういうのも相手があつてのことですし、相手も人事異動があればそれはやむを得ないと思えます。ただ、ちょっと進捗についてお聞きしますが、これは、もう派遣する中学生ですか、その人選まで済んでおって、それで中止になったんでしょうか。それとも、まだ光市内に募集する前に、もう中止になったという段階なんでしょうか。

##### ○弘実学校教育課主幹

本事業につきましては、その該当年度の学校は決まっておりましたから、光井中学校と島田中学校が該当するという事は学校には伝えてあったわけですがけれども、申しました経緯で、できるかどうかという相談が進んでおりましたので、実際にその人選をするところまでは進んでなかったと認識しております。

#### ○笹井委員

わかりました。では、次の項目にまいります。45ページです。中段、図書館費の中の説明で、図書館運営事業臨時職員賃金が60万円減額という説明でした。で、その理由として、司書の予定がかなわなかったという説明でしたが、図書館に現在職員が何名おられて、司書がそのうち何人なのか。そして、図書館には何人司書が必要という基準があるのか。あれば、その基準についてお知らせください。

#### ○末岡図書館長

まず、職員の数でございますが、本館が全体で14名、分室が2名でございます。で、司書の資格を持っている者につきましては、正職員が本来3名持っているんですけど、途中で1名退職をし、1名は育児休業に入っております。で、かわりに司書の資格を持った者をということでありましたが、それはかなっておりません。

それから、嘱託職員が2名、司書資格を当初は持っておりましたが、これも途中で1名退職をしました。11月末で退職をしましたので、かわりに司書資格を持った嘱託をと思いましたが、かないませんで、司書資格を持っていない臨時職員が採用されておまして、現在、実質司書資格を持った職員は、正職員が1名と嘱託職員が1名の2名ということになっております。

それから、基準というものは現在ありません。過去は、国から社会教育施設建設に対する補助金が出ておりましたので、国が人口幾ら当たりについて何名必要ということで基準を定めておりました。ちなみに、その当時の人数は本市では4名であったかと思っております。

以上でございます。

#### ○笹井委員

基準がないというのはわかりました。それで、今の説明で、実質的に今勤務されているのが、正職員が1名、嘱託職員が1名の計2名であるという実態も理解しました。

基準がないんで、これが適切なのかなのかという判断がちょっとつきかねるし、現在でも基準違反ではないという状況は理解しますが、ただ、やっぱりこの当初正職員が3名、嘱託職員が2名の5名在籍しとったのが、今、実働が2名ということで、何か随分少ないんじゃないかなという認識でございます。

それで、ちょっとお聞きするんですけど、その司書の募集というのはどういうふうになって、結果が応募がなかったということなんですけど、どのように募集をされたのか、お聞かせください。

○末岡図書館長

嘱託職員につきましては、職安に求人票を出して行っております。正職員につきましては、広報等に出してということですが、退職をした後の補充ということになっており、11月末の退職でしたので、年度途中での公募は困難な状況になっております。

○笹井委員

わかりました。嘱託職員は職安に出すということであれば、職安に行けば、そういう求人が出ているということはわかるということです。

で、正職員は11月ということですが、そうすると、これは来年度の見込みは余り聞いても答えられないかもしれませんが、これはきちんと市の職員の採用試験として図書館の司書職というのを出して募集すると、基本的な理念でいうと、そういう考え方になるんでよろしいのでしょうか。

○末岡図書館長

図書館としては資格を持った人をと希望は持っておりますが、職員採用のことにつきましては、全体的なことを勘案して人事当局が決定することになるかとは思っております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。補正で余り来年のことを聞いてもいかなかなと思っておりますが、状況は理解しましたし、ちょっと司書が2名ということで、本当は運営的には御苦勞があるかと思っておりますが、何とか対応して、また来年度取り組みをしていただければと思います。終わります。

○田中委員

少し先行委員も質問したんですが、43ページの防災教育交流事業の交付金についてお聞きしたいんですが、これは全国的な取り組みということで、現地に行ってシンサイミライ学校交流会ということで教育活動をされてたと思うんですが、これは、先ほど中止になって行かないことを決めたというお話だったんですが、全国的には各学校はどのような対応をされたのかをお聞かせいただければと思います。

○弘実学校教育課主幹

例年これまで参加してきた他の学校の状況については、こちらで詳細には調べた情報は持っておりません。

本市といたしましては、防災教育の重要性から、他の地域でも同じような防災教育に取り組んでいる事業がありましたので、そちらへの参加も検討しましたが、今回、東日本の状況を把握してということがありましたので、当初の目的からすると、やはりそちらに行くのは適切ではないと判断しまして、今年度は中止したという経緯でございます。

ます。

○田中委員

わかりました。それで、先ほどもちょっとお話がありましたけど、各5中学校順番に回る中で、今年度は島田中と光井中が対象になってたということなんですが、順番に市内全域の中学校から行くということで、今回2校が行かないということで、やっぱりちょっと教育という観点でその機会が得られないというのは残念なことだと思います。そのあたりで、今年度は行けなかったという部分があるんですけど、来年度で、ぜひ光井中の子にも、島田中の子にも体験してほしいということで、何か考えていらっしゃるのか聞いてもいいんですか、これ。

○委員長

予算の補正の中身でありますので、そのあたりはちょっと次の機会に。

○田中委員

わかりました。そしたら、子供たちの教育だけじゃなくて地域への広がりというのも、今まで光市内の中でも見えてたので、これ行かれなかった代替案を考えられなかったというのは非常に正直残念なことだと思いますので、何かの機会ですらやっぱりせつかく前に3校も行っていきますので、何か広がり、つながりが持てるようなことを今後も考えていただければと思います。

続いて、45ページの学校給食センターの解体工事についてお尋ねしたいんですが、騒音の関係もあって工期の問題があったので来年度の夏休み中にとのお話がありましたけど、これ、入札自体は終わってたんですか。

○呉橋学校給食センター所長

解体工事に関する入札についてでございますが、入札という行為も今年度は行っておりません。

○田中委員

わかりました。これは今工事単価が上がってきているという部分とかもよくお聞きするんですが、そのあたりで、来年度になることによってその工事単価の値上がりという部分は想定はされてるんですか。影響のようなものは。

○呉橋学校給食センター所長

申しわけありませんが、来年度予算のことになりますので、お答えは差し控えさせていただきます。

○委員長

予算については次の委員会のほうでお願いをいたします。

○田中委員

それと、続きまして45ページの伊藤公資料館の管理運営事業のほうで、先ほど臨時職員の賃金の御説明の中に、職員の休暇のためにということで御説明があったんですが、休暇のために臨時職員を採用するというので、ちょっとどういう状況かというものをもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

伊藤公資料館におきましては、御存じのとおり土曜日曜も開館をしておる状況でございます。館長ですけども、嘱託職員を採用しており、規定の出勤日数というのが嘱託職員は課せられており、その中で運営をしておりますが、どうしても土曜日曜に用事があって出勤できないという事がありますので、土曜日曜も開館する状況の中で、その土曜日曜を補うために臨時職員を採用したものでございます。

以上です。

○田中委員

今のお話を聞くと、飛び飛びで出勤があるのかなという感じがあって、これ、ちなみに臨時職員の方は、例えば教育所管か、サンホーム、放課後児童クラブとかだったら、休憩時間だけシルバーの方を入れられたりという対応をされたりもしてるんですが、これ、臨時職員というのはどのような方が入られているのでしょうか。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長兼人権教育課長

以前、伊藤公資料館に勤務した経験がある者で、伊藤公に関する知識をある程度有している者でございます。

以上です。

○田中委員

わかりました。そしたら、ちょっと歳入のほうでお聞きしたいんですが、11ページの教育費国庫補助金についてなんですが、先ほど小学校費の補助金と中学校費の補助金のほうで、入札減に対応するためにということで御説明があったかと思います。歳出のほうでは、入札減でどちらも下がっているんですが、この入りのほうを見ると、小学校費のほうは増えていて、中学校費のほうは減額になっているという状況があるんですが、これのちょっと理由を御説明いただければと思います。

○蔵下教育総務課長

先ほど説明の中でも入札減等ということでお答えをしておりますが、この補助金は学校ごとに下限が400万円というのがありますので、当初予定していた学校以外にその補助対象校が増えています。室積小学校や上島田小学校などが新たに加わったために、小学校費の補助金については増額の補正をさしていただいたということでございます。

○田中委員

わかりました。それでは、国のほうが対象を広げたので、その変更に応じてという理解でよろしいですね。

○蔵下教育総務課長

はい、そうです。

○田中委員

わかりました。ありがとうございました。

以上です。

○四浦委員

先行委員が質問したことと関連することになりますが、45ページをお願いします。図書館の運営事業で、司書を雇用したいということで予算化していたが、残念ながらそうならなくて、司書資格がない職員雇用というふうになったとお聞きしましたが。ちょっと聞き漏らしましたが、職安を通じてということだったですか。

○末岡図書館長

原則的には職安を通じてということになりますが、市のほうにも臨時職員任用希望の登録する制度がございますので、それにストックがあればそちらからということもありますけど、司書資格を持った方の登録は通常ないことが多いので、職安を通じてということが通常的な状況になってきております。

以上でございます。

○四浦委員

重ねてお尋ねしますが、では、登録の中に司書資格の方はいなかったということですが、では、職安を通じて募集をしたということに対して、司書資格者は応募があったかどうか、お尋ねします。

○末岡図書館長

なかったということで承知をしております。

以上です。

○四浦委員

今後もうこういうことが起こり得るかなということで、改めてちょっとこれは深めておきたいと思うんですが、ない場合は司書資格のある方をもう自動的に雇用することができないというふうになるのか。

それともほかに、例えば臨時採用の教員の募集の場合、教員資格がない方を採用する

ということはまずあり得ないと思いますけども、図書館における司書資格というのは非常に重みがあると思うんです。だから、そういう点で、改善等は、この今年度の実績から見て必要になるのではないかと思いますけども、どうお考えですか。

○末岡図書館長

改善ということでしたら、それは、私のところでは運営上資格があったほうがいいというのは承知をしておりますが、現実問題、そのような資格を持った人で勤めたいという方がなかなかいらっしゃらないということで、どこの図書館でも難しい対応をされているというふうには聞いておりますけども、改善といたしましても、正規職員として司書資格を持った者を公募するというとなかなかの難しい点もあろうかと思ひまして、苦慮しているという状況ではございます。お答えにならないかとは思いますが、済みません。

○四浦委員

司書資格を持った職員の臨時雇用と、臨時採用をするということは、特別市内に限らないと思うんですけども、参考までにお聞きしますが、司書資格を持った方が、市内に限ってと言うていいと思ひますが、光市内にはどの程度の数おるものか掌握しておりますか。

○末岡図書館長

掌握することは困難だと考えておりますが、実際にも掌握はしていません。  
以上でございます。

○四浦委員

そのあたりは今後の課題になろうかと思ひます。

では、近隣の図書館で、県内というふうに広げんでもいいと思ひますが、周南地域だとかいう範囲で、司書資格を持った図書館の職員というのは、これはどの程度の数になっておるかというのは掌握しておりますか。

○末岡図書館長

掌握していません。なかなかそういうことは難しいと思ひております。  
以上でございます。

○四浦委員

近隣の図書館ですから、これは難しいことはないでしょう。今後の努力に期待します。  
終わります。

○西村委員

先ほどの議案の説明の中で、人事院勧告に連動してその予算を増額するという説明が

ありましたが、手順を確認したいんですけども、議案第39号は、今、議決をされていない案件になっております。で、議決をされていない案件で、補正予算のほうが優先するんでしょうが、議決をされていない案件を見込んで補正予算に増額をとという手順は、これでいいのかどうか確認をしときたいと思います。

○蔵下教育総務課長

委員言われるように、この後、議案第39号で給与条例の改正の議案をお諮りいただくということになっております。同じ委員会審査の中で、こちらの補正予算を上げていますが、どちらが先になっても、法的には問題ありません。例えば、ある事案であることをやりたいということで条例を改正する。そのためには補正が必要になってくる。その場合、補正が先なのか、条例が先なのか。これはどちらを先にやってもいいということになっていきますので、その点においては問題ありません。ですから、39号で後ほどお諮りいただければよろしいかと思えます。

○西村委員

それは同じ日ならという解釈でよろしいんですか。

○蔵下教育総務課長

同じ議会でということになります。

○西村委員

同一議会で。通常ですと、人勧は12月とか、11月ごろにあたりするものですから、今回のようなケース、ちょっとイレギュラーな気がしましたので。ただ、先ほどの説明の中に、39号を受けてということでしたから、39号を先に審査をしてやるほうが、手順としては正しいのかなと思ったものですから、ちょっと確認をさしてもらいました。

続いて、先ほど、雨漏りの件の説明がありました。それで、雨漏りの予算が500万円近くついてますけども、新年度に繰り越しをするという説明がありましたが、雨漏りをされて困っているんでしょうから、急いで発注をするというようなことはお考えになっていないか。いわゆる、もう工事は発注されたかということをお伺いしたいと思えます。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長兼人権教育課長

伊藤公資料館管理運営事業の施設整備工事についてだろうと思えます。今回補正予算で全額繰り越ししておりますのは、梅雨入り前に完工しておきたいという思いからでございます。予算を議決いただきましたら、早急に準備に入りたいと考えております。

以上です。

○西村委員

それは平成27年度内に工事を発注をするという理解でよろしいのか。500万円近い工



事ですから、相当な期間かかるのかどうなのか。現場を見てないんで何とも言えませんが、その新年度予算で取ったんでは間に合わないのか、その辺をちょっと確認したいんですが。

○森田文化・社会教育課長兼人権教育課長

新年度予算であれば入札するのが5月ぐらいになり、完工が夏ぐらいになるという認識を持っております。今回、当初予算を待たずにという理由は、やはり早く入札して、先ほど言いましたように梅雨入りまでには何とか完工して、急いでやっていきたいという思いでございます。

以上です。

○西村委員

結構です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

## 2 政策企画部関係分

### (1) 付託事件審査

#### ①議案第32号 平成27年度光市一般会計補正予算（第5号）（政策企画部所管分）

説 明：森重財政課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○田中委員

済みません、19ページの地域イントラネット管理事業ということで今御説明いただいて、本庁からあいぱーくの光ファイバーケーブルの地中化移転委託料ということで、工事時期、他の事業者との時期の見直しを図ってということで御説明があったんですが、ちょっとこのあたりをもう少し詳しくお聞きさせていただければと思います。どのようなメリットがあって28年度に行なうのかという部分を聞かせていただけたらと思います。

##### ○松村行政改革・情報推進課長

光ファイバーケーブルの地中化移転の委託料についてお尋ねでございます。こちらの事業は、本庁からあいぱーく間に張っております光ファイバーを、国道188号に設置いたしました共同溝に移設するものでございますが、当初は平成27年度中に実施を予定しておりました。ところが、中国電力さんやN T Tさんといったケーブルの太い業者さんの事業実施が今年度中に見込めないということから、本市のケーブルについても28年度に移設をしようとするものです。

このメリットといたしましては、本市が設置いたしておりますケーブルにつきましては、大体人差し指ぐらいの太さのものになるんですけども、大手の業者さんが設置しておりますものは、人間の手首であったりとか、腕のぐらいの太さのものになります。こういったものを後から敷設するということになりますと、光ファイバーというのは一種のガラスのようなものでございますので、それを踏んだりすることによって断線とかというようなこともございますし、太いケーブルは金属製のものでございますので、そういったことが当たったりすることによって傷が入ったりというようなことがございますので、そういった大きな業者さんが埋設をした後に市のケーブルを埋設するほうがリスクが少ないということから、28年度に実施をしようとするものでございます。

以上です。

##### ○田中委員

詳細な説明をありがとうございます。それで結局、ちょっと工事費についてお聞きするんですが、工事費は変わらずという認識でいいんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○松村行政改革・情報推進課長

28年度の事業費についてでございますが、基本的には同じ額でございます。ただ、今回の事業の実施の変更に伴いまして敷設の延長等を再精査いたしましたところ、若干短くすることができるということがわかりましたので、28年度当初予算に計上しているのは、この額より少し少ない額で計上をいたしております。

以上です。

○田中委員

わかりました。

○笹井委員

2項目ほど聞きます。19ページ、中段、電算システム管理事業の中で、情報セキュリティ強化対策業務委託料の補正がありました。これは1億1,500万円ですか、結構な額だと思うんですけども、先ほどの説明で、国のほうからこれを強化するよというようなことがあったと思うんですけど、金額が高いのでちょっと聞きます。何をどのように強化というか、されるのか。そして、これ結構な額なんですけど、この財源内訳についてもちょっと教えてください。

○松村行政改革・情報推進課長

情報セキュリティ強化対策業務委託料1億1,500万円の内訳でございますけれども、簡単に申し上げますと、光市の業務で使っている各種のシステムをインターネットの環境から分離をするというものでございます。

現状、光市においてはといいますか、どこの自治体も大体同じだと思うんですけども、大きく3つの業務といいますか、ネットワークを利用しております。1つは、いわゆる基幹系と言われるマイナンバーを利用する業務。こちらのほうは現状でもインターネットの環境からは分離しております。それと、L GWANと言われる行政系のネットワーク、それから一般のインターネット、この3つに大きく分かれるんですけども、光市の場合には、マイナンバーの関係の業務は完全に独立しておるんですけども、L GWANの関係の業務とインターネットの関係の業務を同じネットワークの上で運用しております。

こうした中で、マイナンバーの情報連携が平成29年7月から始まりますが、この情報連携はL GWANのネットワークを利用して、他の市町との情報連携を行います。ということで、その時点では、今は独立しているマイナンバーの関係のネットワークとL GWANのネットワークを接続することになりますけれども、必然的にL GWANは今インターネットとも同じネットワークを使っておりますので、こちらと接続することになるとセキュリティに対するリスクが高まるということになりますので、現状一緒に運用しているL GWANとインターネットの環境を分離をするという形のものでございます。

やり方はいろいろとありますが、執務スペース等を考えますと、新たな端末を机上に

置くというようなことは非常に狭くなってしまいますし、費用的にも結構かかるということで、現状、仮想化と言われる技術を利用して実施しようとしております。そういった場合でも、仮想化のためのライセンスというのは非常に高価でございます、このたび1億1,500万円かけますけれども、現在、職員一人一人がインターネットのメールアドレス等を保持して外部とのやりとりというものもしておりますけれども、こういったものも課に二、三台しかインターネット接続できる機械が配置できないというような状況にはなりますけれども、そういった中での運用をしていこうというふうに考えております。

財源の関係でございますが、先ほど御説明いたしましたように、国庫補助金が920万円、それ以外に地方債といたしまして1億580万円を予定しております。

以上です。

#### ○笹井委員

地方債が1億円ということですけど、これは最終的には全部市の負担になるのか。それとも、地方債に対する補填もあって、国のほうの支援があるのか、ちょっとそこを教えてください。

#### ○松村行政改革・情報推進課長

いわゆる補助裏と言われる920万円につきましては、補正予算債が当たりますので、これにつきましては国の負担が一部入ってまいります。それ以外の部分につきましては、全額市の負担ということになるかと思っております。

以上です。

#### ○笹井委員

わかりました。セキュリティーについて、すごい金額ですが、インターネットに接続していると、どっから破られるかわからないと。実際破られた事例も恐らく他市にあるのかなと思っています。金額は、これ高いか低いかというのがちょっとなかなか評価が私どもではしづらいところですが、必要性は理解しました。

今の説明の中で、インターネットの接続は、課にメールアドレスを持つのは二、三台になるという説明だったと思います。私の認識ですと、今現在は大体正職員の方はみんなインターネットアドレスを持って、当然業務上のやりとりもあると思います。それで、自分の机の上のパソコンでそれができると言うんですけども、今回セキュリティーを強化すると、そのメールとかは個人になるのか、共用なのか。そして、それは自分のパソコンの上でできるのかできないのか、その辺のメールのやりとりについての業務上の取り扱いはどのように変わるのでしょうか。

#### ○松村行政改革・情報推進課長

メールのやりとりとインターネットの閲覧になりますけれども、基本的には課に2つないしは3つのライセンスを付与するということで考えております。メールのアドレス

につきましては、共用のアドレスになろうかと思えます。端末につきましては、自席の端末でそのライセンスをお互いに使い合うということになろうかと思えます。

例えば、5人の係がありましたら、そこに2つのライセンスを付与するという事になりますと、誰か1つを使っているときには、ほかの人が使えるのは残りの1つを使うと。それは自席のパソコンで使えるようにしたいというふうに考えておりますが、3人目が使おうと思うたときには、誰かにやめてもらうというようなことになろうかと思えます。

以上です。

#### ○笹井委員

今の説明であれば、基本的に今使っている自席のパソコンからそのライセンスをとれば、別にネットとメールはできるという理解でよろしいのでしょうか。私は、てっきりもうそういう課に二、三台決まったインターネットパソコンを持って、その前の席取り合戦をして仕事をするのかな。それはちょっと何か大変だなという認識を持つとったんですけど、今の自席の上で、ライセンスの制限はあるにしても、インターネット接続とメールはできるのでしょうか。

#### ○松村行政改革・情報推進課長

現状どおり自席で行うことはできるというような形に整備したいと考えております。

#### ○笹井委員

わかりました。それであれば、セキュリティーの強化はもう時代の流れでやむを得ないことかなと思えますので、自席のパソコンが今までどおり使用できるということは理解いたしましたので、あとはセキュリティー強化のほうに向けてよろしく願いいたします。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

### 3 市民部関係分

#### (1) 付託事件審査

##### ①議案第32号 平成27年度光市一般会計補正予算（第5号）（市民部所管分）

説 明：藤本生活安全課長、田中市民部次長、田村市民課長、大山人権推進課長、縄田地域づくり推進課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○笹井委員

室積コミュニティセンター整備事業、5ページを聞きます。今のお話で、解体工事前にアスベスト除去をするから3,000万円繰り越すんだという説明だったかと思いますが、もともとこのアスベスト除去というのは27年度予算に入っておったものを繰り越すのか。それとも、今回そういう必要性が出てきて新規に出てきたもの、どちらなのでしょう。

##### ○縄田地域づくり推進課長

もともと27年度予算に計上しておりました。  
以上です。

##### ○笹井委員

今の現在使っておる公民館の除去については、これは28年度事業というふうに理解しておりましたが、このアスベスト除去は、これは私の勉強不足かもしれませんが、27年度予算に、旧公民館のほうですけれども、入って計上されちよって、それを今回繰り越すということによろしいんですね。

##### ○縄田地域づくり推進課長

公民館の解体工事自体は27年度予算に計上しておりまして、アスベストの除去、それから公民館本体の解体工事を合わせまして3,000万円を当初予算に計上しております。今回は、その3,000万円を繰り越すということになります。  
以上です。

##### ○笹井委員

それでは、今回繰り越したのは、アスベスト除去と、それから旧公民館の解体工事、両方全部が繰り越されるということによろしいですか。

##### ○縄田地域づくり推進課長

そういうことでございます。

##### ○笹井委員

わかりました。アスベストがあるというのは、ちょっと私も現場で聞きましたので、それはそれなりに慎重な対応が必要かなと思いますが、繰り越しということで、また時期的には28年度になろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。終わります。

○四浦委員

9ページをお願いします。上段の市民税の中の法人税割についてなんです。非常に簡潔に説明をいただいたのでのみ込みが悪いんですが、見込みより減ということなんですが、少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○田中市民部次長兼税務課長

法人税割というのは、法人のいわゆる所得に対してかかるものでございます。それが予算より実績ベースで低かったということですから、法人の所得が見込みより低かったということでございます。個別の企業についてはちょっと申し上げられませんので、その辺よろしくお願いをいたします。

○四浦委員

こういうことを聞くと恥ずかしいんですが、いわゆる業績によるものなのか、それとも何らかの制度が変わったものなのか、そのあたりはいかがですか。

○田中市民部次長兼税務課長

当初予算を組むときに制度的なものも含んでおりました。ですから、この補正の減の原因が制度によるものであるというものではございません。

以上です。

○四浦委員

わかりました、了解です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第33号 平成27年度光市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第36号 平成27年度光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

説 明：田村市民課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」



#### 4 総務部・消防担当部関係分

##### (1) 付託事件審査

①議案第38号 光市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○笹井委員

今回、国のほうの定めに連動しての改定ということですが、これまでもこの改定というのは、全て国の改定に準じて上げるときは上げて、下げるときは下げて、全部反映されてきているのか。それとも、そうじゃないときが事例としてあるのかどうか、教えてください。

##### ○太田総務課長

このたびの改定につきましては、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定が行われたことによって、本市においては、その国家公務員の改定に準じたものとしております。よって、このたびの改正につきましては、人事院勧告と同じ内容のものとなっております。

以上でございます。

##### ○笹井委員

済みません、私の質問の半分がまだ残っておりますけど、過去においても、その人事院勧告、国家公務員の改定によって全部市議会議員報酬というのは、上げたり下げたりというのを完全に反映されとるのか。それとも、そうじゃない事例があるのか、教えてください。

##### ○太田総務課長

申しわけございません。議員の期末手当につきましては、過去からも国家公務員の改定に準じたものとしております。

以上でございます。

##### ○笹井委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第39号 光市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、さっきとほとんど同じお尋ねですけども、今回一般職の職員の給与の改定は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に連動するものという説明でしたが、過去においても、この国家公務員の連動は全てそのとおり職員の給与に反映されとるのか。それとも、反映されていない事例があるのか、教えてください。

○太田総務課長

一般職の給与につきましても、先ほど説明いたしましたように、人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改定されることに伴い、それに準じた改定を光市では行っております。過去においてずっと準じてきたかという御質問がございました。過去においても国家公務員の改定に準じた改定を光市においては行っております。

以上でございます。

○笹井委員

理解しました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第40号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第32号 平成27年度光市一般会計補正予算（第5号）（総務部及び消防担当

部所管分)

説 明：太田総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、41ページ、消防費についてお伺いします。消防団の充足状況についてお聞きします。今の説明ですと、消防団の退職が予定より増えたということですが、その結果、消防団の充足状況はどうなるのか。そしてまた、その予定より退職者が増えたということは、それなりに補充しなきゃいけないですけど、それはどのような取り組みが予定されるのでしょうか。

○梅本消防担当課長

消防団の充足につきましては、それぞれ消防団の分団長を初めとする団の幹部の皆様方が、常に地域のいろいろな人材に目を向けておられまして、退職者を見込んでの加入促進のほうを努めております。その結果、退団者が増えますが、現在のところ、平成28年4月1日の新入団員の見込みといたしましては522人となりまして、充足率98.5%を見込んでおります。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。4月1日の見込みで522人という数字が出ておりますけど、これは27年に比べて増えておるのか、減っておるのか、ちょっと教えてください。

○梅本消防担当課長

再度の御質問でございます。前年度の数値のはっきりしたデータは手元にはございませんが、大体今申しました98%前後で充足率は推移しておりますので、大きな変化はないということでございます。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。100%じゃない、98というのがちょっとひっかかる場所もありますが、消防団員不足という状況までは行ってないのかなと。また、きちんと退団者に対しての充足も地域のほうでしっかり考えておられるということは理解いたしました。終わります。

○四浦委員

19ページをお願いします。一番上段です。説明欄で、職員退職手当の説明がありましたが、当初17人というのは定年退職者かなと思いますが、あるいは、プラスが8人とお

聞きしましたが、それで間違いありませんか。

○太田総務課長

間違いございません。

○四浦委員

8人分について、自己都合退職だということでありましょうが、これの内訳と申しますか、病気だとか、退職理由と申しますか、それを教えてください。

○太田総務課長

退職される職員の方々につきましては、それぞれの理由がございますので、各個人の理由を今ここでそれぞれ述べることは少し難しいかなと考えております。

以上でございます。

○四浦委員

固有名詞を上げて一人一人の理由を言うてくれとかというふうなことではありませんから、余り固くならず、病気退職が何人いるとかという程度のことは言えるんじゃないかなと思います。いかがですか。

○太田総務課長

退職されるにはそれぞれの事情があるわけですが、大きく言えば、家庭の事情と体調の都合等によるものであります。

以上でございます。

○四浦委員

わかりました。わかりましたと言うよりは、わからん部分もありますが、委員会はこれで終わるわけじゃないですから、また事後にしたいと思います。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」